

# 「猶太人対策要綱」の諸解釈について

山本尚志

はじめに

筆者は1938年秋から冬にかけての日本のユダヤ人政策を検討して、日本に統一されたユダヤ人政策は存在せず諸勢力は他の勢力と競合しても独自の方針を貫徹しようとしたのだと主張した<sup>1</sup>。しかし、日本のユダヤ人政策が分裂していたのなら、日本の「対ユダヤ人政策の根幹」<sup>2</sup>とみなされてきた五相会議決定「猶太人対策要綱」（1938年12月6日）はどのように位置づけられるのだろうか。この疑問に答えるには現在まで研究者間で評価が一致しない「猶太人対策要綱」の再検討が必要になる。そこで、本稿では1938年秋から冬に日本がユダヤ人政策の分野で直面した問題と各アクターの方針を整理、当時の状況を踏まえて「猶太人対策要綱」の草案と最終決定案の内容を検討する。満州国という言葉を用いるが歴史的名称としてであって筆者の価値観を反映するものではない。旧字はなるべく新字に改めた。

## 1. 「猶太人対策要綱」成立の諸前提

### (1) ユダヤ人迫害と日本

ドイツが行ったオーストリア併合とズデーテン地方併合はより広い領域でユダヤ人が苦境に立つことを意味した。圧迫を逃れたユダヤ避難民に関して、1938年夏に対策を議論するエヴィアン会議が行われて、その後もかれらの処遇が国際的問題になったが、世界各国は自国への避難民の流入を厳しく制限した。同年10月末にはドイツとポーランドがユダヤ人を押しつけあい、多数の避難民が行き場を失って国境地帯をさまよう事態が生じた。そして、11月9日夜から10日の未明にかけてドイツ支配領域で大規模な反ユダヤ暴動「水

<sup>1</sup> 山本尚志「日本政府のユダヤ人政策とユダヤ避難民－1938年の秋から冬にかけて－」（『学習院高等科紀要』第9号、学習院高等科、2011年）、以下「避難民」と略。山本尚志「『猶太人対策要綱』をめぐる若干の視点」（『学習院高等科紀要』第10号、学習院高等科、2012年）、以下「視点」と略。山本尚志「『猶太人対策要綱』の諸起源について」（『ユダヤ・イスラエル研究』第26号、日本ユダヤ学会、2012年）、以下「諸起源」と略。本稿の第一節「『猶太人対策要綱』成立の諸前提」は前記拙稿をもとに従来拙稿で利用しなかった史料や文献も利用して記述した。研究史は山本、前掲「視点」、117頁-121頁を参照。本稿では外務省記録についてアジア歴史資料センター提供の史料データに依拠、JACARと記してリファレンス番号を付記。

<sup>2</sup> 白石仁章「戦前期日本におけるユダヤ人対策に関する一考察－『猶太人対策要綱』の政策決定過程を中心に－」（『国際関係学研究』第18号、東京国際大学大学院国際関係学研究所、2005年）、25頁。

晶の夜」が起こってナチスによるユダヤ人迫害の尖鋭化を世界に示した<sup>3</sup>。

## (2) ユダヤ避難民対策と政策の分裂

緊迫した情勢のもと日本もユダヤ人政策確立を迫られた。1938年10月5日、回教及猶太問題委員会幹事会が行われて、外務省、内務省、陸海軍の代表者がユダヤ避難民への対処方針を議論した。国外脱出を希望するユダヤ人が多数訪れた在ウィーン日本総領事館かぎりの方針として、かれらに日本の通過、入国に査証が必要ないという証明書を発行しないこと、婉曲に日本への渡航を断念させるよう工作することなどが決まったが、根本的ユダヤ避難民対処方針の決定は先送りされた<sup>4</sup>。

ところが外務省はユダヤ避難民の日本と植民地への入国は好ましくないと関係各省庁が一致したと主張、外国人入国令を理由にユダヤ避難民の日本入国を阻止する方針を全世界の日本在外公館に内訓した<sup>5</sup>。本稿では、この公信を近衛内訓と呼ぶ<sup>6</sup>。さらに外務省の隈部種樹亜米利加局第三課長は一般的規則によりユダヤ人の入国を拒否する外務省の既定方針を越えてユダヤ人の日本入国拒否を明示した<sup>7</sup>。

一方満州国の方針は不鮮明で、近衛内訓の「趣旨ニ応シ」た方針を採用すると説明したと同時に「特ニ利用スル価値アル者（例之技術者ノ如シ）乃至ハ政治的運動ニ携ハラス我国ニ居住セシムルモ害ナキ者ト認メラルル者以外ハ外国人入国取締規則第一条第二号ニ該当スル者トシテ婉曲ニ入国査証ヲ拒否スルコトト致度」との方針を示した<sup>8</sup>。ユダヤ人迫害を逃れた避難民の大部分は政治運動に携わらない人々であるはずなので、この方針は字句通りに適用するならば避難民に有利なはずだった。

そこで運用のありかたが問われた。同年秋に満州国にユダヤ避難民が到来すると、満州国と日本の現地官憲は入国を認めないものの通過を容認する方針で対処したが、11月21日陸軍の北支那方面軍は自己の管轄領域へのユダヤ避難民流入を禁止した。この事態に対処するために、陸軍のユダヤ専門家とされた安江仙弘大連特務機関長はユダヤ避難民の満州国通過を認めて大連経由で上海に移動させる方針をたてた。ところが外務省は満州国でもユダヤ避難民通過審査を厳格化しようとした。外務省の主張が実現した場合、未成年者、

<sup>3</sup> この段落の記述について、参照、芝健介『ホロコースト—ナチスによるユダヤ人大量殺戮の全貌』（中公新書、2008年）、51-59頁。

<sup>4</sup> 参照、山本、前掲「避難民」、88-89頁。

<sup>5</sup> 同前、89-93頁。

<sup>6</sup> JACAR, B04013205200, 昭和13年10月7日付近衛文磨外務大臣より各館宛公信米三機密合第1447号「猶太避難民ノ入国ニ関スル件」（外務省記録『民族問題関係雑件 猶太人問題』第4巻）。以下『民族問題関係雑件 猶太人問題』は『猶太人問題』と略。

<sup>7</sup> 山本、前掲「避難民」、68-69頁。

<sup>8</sup> JACAR, B04013205300, 昭和13年11月18日付在満州国植田謙吉大使より有田八郎外務大臣宛公信公機密第1451号「猶太避難民ニ対スル満側取扱ニ関スル件」（『猶太人問題』第4巻）。以下「満側取扱」と略。参照、山本、前掲「避難民」、93-94頁。

女性を含む避難民が満州里付近の国境地帯で進退窮まる状況に置かれる可能性があり、在満州里松田正綱領事代理も実行不可能と反対した。ハルビンに出張してユダヤ避難民対策の主導権を握った安江大佐は自分の方針を維持して、ユダヤ避難民は満州国を通過、大連経由で上海に移動した。実際には満州国内で就職を見つけて入国を認められたユダヤ避難民もいた。ここに露呈したのは、日本のユダヤ人政策の分裂だった。地域間で統一性が欠けただけでなく、陸軍と外務省の間で特に対立があり、陸軍内部、外務省内部にも複数の意見が存在して紛糾が生じた<sup>9</sup>。

### (3) 日独文化協定と神戸音楽学校教師解雇問題

1938年秋には、欧米の新聞に日独文化協定は日本によるドイツの人種主義への同調を意味するという主張が掲載されたただけでなく、枢密院の審議でも協定の政治的意図や人種問題との関係に疑問が呈された。この協定がドイツの人種主義と関係する可能性は日本の枢密顧問官からみても現実性があった<sup>10</sup>。

同年11月25日に日独文化協定が締結されると、11月28日に神戸音楽学校ユダヤ系教師解雇の報道によって米国国内で生じた反響を在米国斉藤博大使が本省に電報、翌日在新ヨーク若杉要総領事も本省に報道が排日貨運動に発展する危険を指摘した<sup>11</sup>。

本省でも在外公館からの警告を真剣に受けとめた。「猶太人対策要綱」成立直前の同年11月29日から12月5日の間に外務省で作成されたと思われる文書「猶太人ノ取扱ニ関スル件（案）」では神戸音楽学校ユダヤ系教師問題が排日貨運動に到る可能性を指摘して、これを阻止する必要性を強調する記述があった<sup>12</sup>。

### (4) ユダヤ人政策と外資導入

1938年当時、満州国への外資導入は国策とされていた。外資導入と日本のユダヤ人政策の関連は従来しばしば議論されてたのだが、ここにも統一方針は存在しなかった。

外務省は「猶太人ノ取扱ニ関スル件（案）」で日本が「出来ル丈多額ノ『クレジット』設定ヲ必要」とする状況を指摘、ユダヤ人の世界財界における影響力を踏まえて、ユダヤ人を刺激しないように主張した<sup>13</sup>。

満州重工業開発株式会社総裁鮎川義介はユダヤ避難民保護とユダヤ系金融資本家による満州国への外資導入を取引する構想に関心を持って、1938年秋にはユダヤ系米国人クラ

<sup>9</sup> この段落の記述について、参照、山本、前掲「避難民」、94-102頁、山本、前掲「諸起源」66頁。

<sup>10</sup> この段落の記述について、参照、山本、前掲「諸起源」、69-70頁。

<sup>11</sup> この段落の記述について、参照、山本、前掲「諸起源」、70頁。

<sup>12</sup> この段落の記述について、参照、山本、前掲「諸起源」、71-72頁。

<sup>13</sup> JACAR, B04013207900, 「猶太人ノ取扱ニ関スル件（案）」(『猶太人問題』第8巻)。以下註では「猶太人ノ取扱ニ関スル件」と略。未定稿とされており、作成者、作成日は記されていない(前掲「猶太人ノ取扱ニ関スル件」)。この史料の成立時期について、山本、前掲「諸起源」75-76頁参照。

イマン（Maxwell Kleiman）と会見，その後かれを通じて米国のクーン・レーブ商会と交渉した。ただ，クライマンは鮎川の代理人でありながらユダヤ人政策と満州国への投資を関係させることの現実性に懐疑的だった<sup>14</sup>。

一方，関東軍は1938年1月21日付「現下ニ於ケル対猶太民族施策要領」で「現下満州国開発ニ際シ外貨導入ニ専念スルノ余リ猶太資金ヲ迎合的ニ投下セシムルガ如キ態度ハ厳ニ之ヲ抑止ス」とユダヤ人への「迎合」による外資導入に消極的な姿勢を示した<sup>15</sup>。

1938年10月に安江仙弘は南満州鉄道に「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」を呈示して「八紘一宇民族協和」といった皇道精神主義にもとづくユダヤ人抱擁論を主張，この方針を基礎とした政策案策定を依頼した<sup>16</sup>。この文書の検討を受けて，歴史家ガオ・ベイは「安江は日本がユダヤ避難民を『抱擁』すべきだと繰り返して強調したが，これにはユダヤ人は満州国発展にその経済力をもって貢献しなければならないという意味深長な前提条件があった」と述べた<sup>17</sup>。関根真保は同じ文書を「外資を得るためにユダヤ人利用を図り，彼らの日本への受け入れを促進しようとした文書」と考えた<sup>18</sup>。しかし，「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」には外資導入・ユダヤ避難民保護取引構想は記述されていない<sup>19</sup>。安江は満州国への外資導入の必要性を主張したが，外資，特にユダヤ系資本導入に対する不安の克服を求めたのであり，取引構想の前提となるユダヤ系金融資本家の投資への賛成すら日本側で共有されていなかった<sup>20</sup>。岸信介が鮎川義介の外資導入構想について「関東軍が反対がしなかったら，できた」と述べているように，当時の国策だった満州国への外資導入には関東軍内部に反対論が存在したのであり，安江周辺では外資導入・ユダヤ避難民保護取引構想を主張する前提が最初から欠けた<sup>21</sup>。

安江仙弘は米国ユダヤ人指導者との交渉にも外資導入・ユダヤ避難民保護取引構想を反

<sup>14</sup> この段落の記述について，参照，山本，前掲「諸起源」，68-69頁。

<sup>15</sup> この段落の記述について，参照，山本，前掲「諸起源」，66頁。

<sup>16</sup> 昭和13年10月27日付大連陸軍特務機関長安江仙弘「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」（遼寧省檔案館編『満鉄与侵華日軍』（一八），広西師範大学出版社，1999年），303頁。以下「外国経済調査係」と略。「皇道精神主義」は小山猛夫『東亜とユダヤ問題』満鉄弘報課編（中央公論社，1941年）の記述について宮澤正典が用いた表現（宮澤正典『増補ユダヤ人論考』新泉社，1982年，109頁）。私見では『東亜とユダヤ問題』の内容の一部は安江仙弘の「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」と同一線上にあり，安江と満鉄でユダヤ人問題研究に従事した専門家の構想を色濃く反映した（参照，小山，前掲書，114-128頁）。小山の著書が満鉄弘報課編で，著者名が巻末広告で小山猛男であることに注意（小山，前掲書）。

<sup>17</sup> Gao Bei, *Shanghai Sanctuary: Chinese and Japanese Policy toward European Jewish Refugees during World War II* (Oxford/New York, 2013), pp.71-72.

<sup>18</sup> 関根真保「日本占領下の＜上海ユダヤ人ゲッター＞-避難と監視の狭間で」（昭和堂，2010年），29頁。

<sup>19</sup> 前掲「外国経済調査係」。この史料の評価について，山本，前掲「諸起源」66-67頁参照。

<sup>20</sup> 安江は極東がユダヤ人にとって良好な環境と宣伝して米国ユダヤ人の「投資欲ヲ唆り」，日本への関心を呼び起こすことには賛成した（JACAR, B04013205200, 昭和13年10月13日付近衛外務大臣より在満州国植田大使他宛公信調三機密合1472号「猶太問題研究会ニ於ケル安江大佐ノ講演筆記送付ノ件」（『猶太人問題』第4巻）。以下「講演筆記」と略。

映させなかった。この事実を示すのが1939年に生じた鮎川義介と「北満の砂糖王」<sup>22</sup>と呼ばれたユダヤ人実業家ジックマン (Lew Zikman) との対立である。ジックマンは安江の協力者として渡米、アメリカのユダヤ人指導者と直接交渉にあたった<sup>23</sup>。

1939年10月に鮎川義介はジックマンに「満州帝国ニ於ケル猶太人カ日本ノ為ニ為ストコロ少ク彼等ニ対シ安江大佐ノ示サレ居る援助ニ値セサルモノ」と非難したが、これは満州国在住ユダヤ人が「産業投資ノ関係ニ於テ為ストコロ少シ」という意味であり、鮎川は「若モ猶太人等ニシテ微力ナリトセハ何ノ為ニ彼等ヲ援助スヘキソ」とまで述べた<sup>24</sup>。ジックマンは満州国への外国資本家による投資を実現性に乏しいものと考えていたのであり、安江の行動を法を遵守して非道徳や迫害を行うことによる国民の名誉の毀損を避けているのだと解釈していた<sup>25</sup>。

安江仙弘は満鉄にユダヤ人政策の構想策定を委託する際、外資導入・ユダヤ避難民保護取引構想を呈示せず、米国ユダヤ人指導者との交渉に反映させなかった。従って、私見ではユダヤ系外国資本家の満州国への投資とユダヤ避難民保護の取引は安江の構想の核心でなかった。安江の皇道精神主義やジックマンの法律家的・道徳家的議論が現実政治で説得力を持ったかは議論の余地があるが、鮎川の発想も現場で交渉にあたるビジネスマンであるジックマンやクライマンから見て現実性に乏しかった。

これに対して海軍のユダヤ人問題専門家である犬塚惟重大佐のユダヤ利用論は「猶太人ヲ利用スルニハ親善ニ墮スルコト最モ戒ムヘク現地ニ於テハ猶太人ノ喉ヲ扼シ徹底的ニ之ヲ屈服スルヲ要ス即チ日本側カ巖然実力ヲ振ヒ得ル今日確固タル自信ト強烈ナル意気込トヲ以テ彼等ヲ牽制屈服シ我国ニ依存スルノ必須ナル所以ヲ了得セシメ他面其馴致工作ヲ実施スルヲ適当トス」という強圧的なもので、「猶太人ノ在支経済力ヲ適当ニ我方ニ利用スルコト然ルヘク先ツ彼等ノ希望ヲ詳ニシ我方ノ要求ヲモ明示スル要アリ」と説いた<sup>26</sup>。犬塚の強圧的な利用論は皇道精神主義に基づく安江のユダヤ人抱擁論と相違があり<sup>27</sup>、外資

<sup>21</sup> 岸信介、矢次一夫、伊藤隆『岸信介の回想』(文藝春秋、1981年)、26頁。参照、長幸男「アメリカ資本の満州導入計画」(細谷千博、齊藤真他編『日米関係史 開戦に至る十年』第三巻、議会・政党と民間団体、東京大学出版会、1971年、所収)、134-135頁。ガオ・ベイは安江仙弘の名前をあげながら「猶太人対策要綱」の内容を論じて「日本の政策は関東軍の国際資本に対する強欲と渴望に基づいて、ユダヤ人を搾取の目標とした」と述べた (Gao, *op. cit.*, p.74)。実際には関東軍内に外資導入反対論があり、安江の外資導入・ユダヤ避難民保護取引構想に対する態度も抑制されたものだった。

<sup>22</sup> 小山、前掲書、77頁。

<sup>23</sup> この段落の記述について、山本、前掲「諸起源」67-68頁参照。

<sup>24</sup> 1939年10月9日付レフ・ジックマンより小山猛男宛書簡(邦文、無署名、国立国会図書館憲政資料室鮎川義介文書511-1)。以下ジックマン書簡と略。ジックマンは小山に安江仙弘への伝達を依頼した(同前)。

<sup>25</sup> 同前。さらに参照、山本、前掲「諸起源」67-68頁。

<sup>26</sup> JACAR, B04013205200, 昭和13年10月12日付調査部第三課「上海猶太人問題ニ関スル件」(『猶太人問題』第四巻)。以下、「上海猶太人」と略。

<sup>27</sup> 丸山直起は「安江の親ユダヤ姿勢」をとりあげる一方、犬塚を「ユダヤ問題を徹底的に日本の国策のために利用しようとしていた」人物とみなした(丸山直起『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』(法政大学出版局、2005)、90-91頁)。

導入・ユダヤ人保護取引を目論む鮎川義介とも隔たっていた。また、鮎川がアメリカのターン・レーブ商会と交渉したのに対して、犬塚は中国のユダヤ人の経済力を利用することを念頭に置いていた。

#### (5) 国際世論とユダヤ人政策

ユダヤ人政策に関して、国際世論の動向にも日本の指導部は注目した。関東軍は1938年1月に「現下ニ於ケル対猶太民族施策要領」によって満州国在住のユダヤ人を通じて世界各地のユダヤ人に影響を及ぼす可能性を指摘したが、ただ、この要綱は「受動的」な姿勢を標榜する消極的性格を持っていた<sup>28</sup>。

安江仙弘は同年9月の講演で「極東猶太ヲ通ジテ世界ノ猶太ニ呼ビカケル」ことを主張して、「猶太人ノ機関誌ヲ利用シテ日支事件ノ真相ヲ伝ヘ、出兵ノ目的トカ満州経営ノ実勢ヲ知ラシメル。ソシテ侵略主義デアルトカ猶太人ヲ迫害スルモノダトカノ考ヲ打破スルニ努メルコトが必要」と指摘した<sup>29</sup>。ただ、この点について同年10月に安江が示した「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」も詳細な方針は述べていない<sup>30</sup>。

安江の具体的交渉姿勢を知るために「猶太人対策要綱」決定後の史料を見ると、1939年9月に在満州国梅津美治郎大使は本省宛公信で安江の見解を、「世界特ニ米国ノ対日世論ニ於ケル極東猶太人ノ地位ニ思及ホシ之ニ処スル懐柔政策ノ必要ナルヘキ意見」と要約、安江たちの動きを「対猶親善工作」と形容した<sup>31</sup>。安江と連携して米国ユダヤ人指導者と交渉したジックマンも39年10月に「日本人対外国人間ノ接近問題ニ於テ成功ヲ収メ極東ニ於ケル工作ニ於テ協同ヲ達成スル為ニハ絶ヘス準備工作ヲ行フコト、生硬ヲ避クルコト、而シテ重要ナルコトハスカル事業ヲ両者ノ相互的利益ノ観点ヨリ問題ヲ熟考シ得ヘク時間的余裕アル人々ニ委託スルコトヲ必要ト致スヘク候」と述べて、慎重で相互利益を重視する姿勢を示した<sup>32</sup>。記録の示すところに、当時の極東在住ユダヤ人の中で戦後に至るまで安江が声望を維持したこととあわせて考えて、私見では、安江の姿勢は日本の利益を追求するだけでなく、ユダヤ人の立場にも配慮した慎重なものだった<sup>33</sup>。

しかし、このような慎重な努力に即効性を期待するのは難しかった。事態の急速な進展を望んだ石原莞爾は1938年11月極東に「ユダヤ国」建設を提案して米国の対日世論改善に期待する構想をまとめていた<sup>34</sup>。

当時の日本では、ユダヤ人迫害の結果、かれらが影響力を行使して日本に不利益をもたらすことへの警戒もあった。露骨なユダヤ利用論者の犬塚惟重も「目下ノ情勢ヨリ徒ニ猶

<sup>28</sup> 前掲「満側取扱」。

<sup>29</sup> 前掲「講演筆記」。

<sup>30</sup> 前掲「外国経済調査係」。

<sup>31</sup> JACAR, B04013207700, 昭和14年9月22日付在満州国梅津美知郎大使より阿部信行外務大臣宛公信公機密第1052号「大連猶太人会懇談会ニ関スル件」(『猶太人問題』第八巻)。

<sup>32</sup> ジックマン書簡。

太人ヲ排撃スルハ不可ナリ」と認めた<sup>35</sup>。1938年9月19日、安江仙弘は講演で「実際問題トシテ現在猶太人ガ世界ノ政治、経済、言論等各方面ニ於テ実勢力ヲ有シテ居ルトスレバ敢テ彼等ヲ敵ニ廻ス必要ハナイ」と指摘、「彼等ニ安心サセ敵ニナラスヤウ又敵ニナルモノハコレヲ転向スルヤウ工作スベキデアル」と主張した<sup>36</sup>。同年10月5日の回教及猶太問題委員会幹事会でもユダヤ避難民入国制限のため露骨な措置を行えば日本が反ユダヤ主義に傾いているとみなされる危険があると指摘された<sup>37</sup>。

外務省はユダヤ避難民入国阻止と通過制限の方針を打ちだしたが、省内には反ユダヤ主義を危険視する意見もあった。外務省内で作成された「猶太人ノ取扱ニ関スル件（案）」ではユダヤ人に対して「紊リニ排斥等ヲ行ハサル様朝野関係各方面ヲ指導啓発スルコト必要ナリ」という記述があり、経済活動の諸側面でユダヤ人と協調することの重要性を強調、ユダヤ人圧迫がユダヤ人の反発を招き、米国の中立法発動を促す可能性を指摘して「猶太人ノ取扱ニハ慎重ナル注意ヲ要スベシ」と述べた<sup>38</sup>。

#### (6) 皇道精神主義

安江仙弘はユダヤ人について、「八紘一宇民族協和ノ国是ニ依リ之ヲ抱擁セサルヘカラス」とユダヤ人抱擁論を主張、日本国内の反ユダヤ主義者を抱擁論の方向で説得することを模索した<sup>39</sup>。ただ、安江の議論は抽象的観念論や個々の事態への対応について論じても体系的な政策案とは言いにくく、満鉄の調査・政策立案能力に具体的政策論を丸投げすることになった。

日独文化協定の枢密院における審議でも、石塚英蔵が、「我国固有ノ精神ハ民族ノ如何ヲ問ハズ一視同仁等シク之ヲ徳化スル」ものでドイツと異なると主張した<sup>40</sup>。

<sup>33</sup>すでに1960年代、安江仙弘がユダヤ人への助力により極東在住ユダヤ人に尊敬されている事実と、安江を反ユダヤ主義者と考える日本側研究の不整合がディッカーを困惑させた（Herman Dicker, *Wanderers and Settlers in the Far East: a Century of Jewish Life in China and Japan*, New York, 1962, pp.78-79）。杉田六一は「ユダヤ側では同氏のユダヤ人難民に対する救済に感謝の念を披瀝した」と指摘しても、安江を「紛れもない反ユダヤ主義者」と位置づけた（杉田六一「ロシア革命と安江仙弘氏－菊池昌典氏の著書を読んで－」『ユダヤ・イスラエル研究』第7号、日本イスラエル文化研究会、1975年、21頁）。当時極東在住ユダヤ人だったテオドール・カウフマンの証言について、参照、石田訓夫、白石仁章「第二次世界大戦前夜における極東地域のユダヤ人と日本外交」『外交史料館報』第26号、2012年、50-54頁。カウフマンは安江を親ユダヤ的と評した（同前、51頁）。

<sup>34</sup>石原莞爾「外交国策ニ関スル所見」（角田順編『石原莞爾資料－国防論策編－』原書房、1967年、所収）、292頁。

<sup>35</sup>前掲「上海猶太人」。

<sup>36</sup>前掲「講演筆記」。

<sup>37</sup>JACAR, B04013205200, 「回教及猶太問題委員会幹事会議事」（『猶太人問題』第4巻）。

<sup>38</sup>前掲「猶太人ノ取扱ニ関スル件」。

<sup>39</sup>前掲「外国経済調査係」。

<sup>40</sup>JACAR, A03033775200, 「枢密院会議筆記・一文化協力ニ関スル日本国独逸国間協定締結ノ件 昭和十三年十一月二十二日」。参照、山本、前掲「諸起源」、66頁。

## (7) ユダヤ人政策の分裂

日本政府・軍部は「猶太人対策要綱」成立直前にユダヤ避難民の到来に直面した。音楽、文化、教育などの領域で、日本のユダヤ人政策は海外でも注目されていたのであり、日本の指導部も国際世論の反響を無視できなかった。また、日本国内ではユダヤ人の影響力に対する期待と警戒心があり、ユダヤ人政策が重視される理由となっていた。

しかし、安江仙弘大佐が各機関が「各々勝手ナル考ノ下ニ各異ナリタル方針ヲ採リツツアリ」<sup>41</sup>と指摘したように日本のユダヤ人政策は統一を欠き、地域、組織の相違と担当者の個性が政策の違いを生んだ。日本が植民地を支配して他国を侵略していた1930年代後半には、日本のユダヤ人政策も他民族への優越意識や客観性を欠いた自国と自国の政策の美化に影響されていたのであり、このような偏向からは丸山直起が「親ユダヤ姿勢」<sup>42</sup>を示したと評した安江の政策すら自由でなかった。日本の政治家や官僚、軍人が呈示する方針である以上、日本の国益を追求したものであるのも当然だった。ただ、日本の関係当局内には、ユダヤ人政策に関して露骨に日本の利益のみを追求した人々と、安江仙弘のようなユダヤ人の立場、利益、安全に一定の配慮を示した人々の両方がいた。

1938年秋から冬にかけて、統一のユダヤ人政策確立をめざした動きも始まった。10月12日に犬塚惟重は「日本トシテハ統一セル根本的対策ヲ確立セサルヘカラス」と主張したのであり<sup>43</sup>、安江仙弘は10月27日付の「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」に「一定ノ方針ヲ確立シ此ノ主旨ノ下に各出先ハ同一歩調ヲ以テ猶太民族ニ対セサルヘカラス」と記した<sup>44</sup>。12月1日に外務省はユダヤ避難民対策で関係部局の協議を求めた<sup>45</sup>。外務省内部で成立した「猶太人ノ取扱ニ関スル件（案）」にも「特ニ猶太人ヲ排斥スル行動ハ之ヲ避ケ日本ニ於テハ猶太人排斥ノ事実ナキコトヲ認識セシムルコト適切ニシテ外務省トシテハ右方針ヲ以テ関係各方面ヲ指導啓発スルノ要アリ」という記述があった<sup>46</sup>。

## 2. 「猶太人対策要綱」の草案

### (1) 検討対象

以上の背景を踏まえて、「猶太人対策要綱」の二つの草案を検討する。第一草案は陸軍用箋に手書きで記されている<sup>47</sup>。第二草案はタイプ打ちされて欄外に外務省の局長、部長たちの印・サインがあり、第一草案の内容が手書きでわずかに修正されて「昭和十三年

<sup>41</sup> 前掲「外国経済調査係」。

<sup>42</sup> 丸山、前掲書、90頁。

<sup>43</sup> 前掲「上海猶太人」。

<sup>44</sup> 前掲「外国経済調査係」。

<sup>45</sup> 前掲「諸起源」、66頁。

<sup>46</sup> 前掲「猶太人ノ取扱ニ関スル件」。

<sup>47</sup> JACAR, B04013205700, 「猶太人対策要綱」(『猶太人問題』第五巻)。註50の文書と区別するために、以下「猶太人対策要綱」第1草案と略。



十二■五■夜」と記されている<sup>48</sup>。第一草案、第二草案の順で修正されたものと思う。

## (2) 第一草案

まず、第一草案の内容を全文紹介する（傍線筆者）<sup>49</sup>。

独伊両国トノ親善関係ヲ緊密ニ保持スルハ現下ニ於ケル帝国外交ノ枢軸タルヲ以テ盟邦ノ排斥スル(a)猶太人ヲ積極的ニ帝国ニ抱擁スルハ原則トシテ避クヘキモ之ヲ独国ト同様極端ニ排斥スルカ如キ態度ニ出ツルハ畜ニ(b)人道上将亦肇国ノ精神ニ合致セサルノミナラス現ニ帝国ノ直面セル非常時局ニ於テ戦争ノ遂行特ニ(c)経済建設上外資ヲ導入スルノ必要ト(d)対米関係ヲ悪化スルコトヲ避クヘキ観点ヨリ(e)不利ナル結果ヲ招徠スルノ虞大ナルニ鑑ミ左ノ方針ニ基キ之ヲ取扱フモノトス

### 方針

- 一、(f)現在日、満、支ニ居住スル猶太人ニ対シテハ他国人ト同様公正ニ取扱ヒ之ヲ特別ニ排斥スルカ如キ処置ニ出ルコトナシ
- 二、新ニ日、満、支ニ渡来スル猶太人ニ対シテハ(g)一般ニ外国人入国取締規則ノ範囲内ニ於テ公正ニ処置スルモ(h)資本家、技術者ノ如キ特ニ利用価値アル者乃至ハ居住セシムルモ害無シト認メラルル者ニ対シテハ入国ヲ拒絶スルコトナシ
- (i)特ニ上海ニ於テハ複雑機微ナル関係上其取扱ハ従前ノ通トス
- 三、(j)前項資本家、技術者ノ如キ者ハ適宜之ヲ利用スルモ主トシテ内面的工作ニ依ル

下線部(a)の「帝国ニ抱擁スルハ原則トシテ避クヘキモ」には「抱擁」という特徴的表現があるが、「現下ニ於ケル対猶太民族施策要領」（関東軍）や「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」（安江仙弘）でユダヤ人の「抱擁」が提唱されていた<sup>50</sup>。下線部(a)は当時の文脈を踏まえれば、独伊との関係を理由に安江が主唱したユダヤ人抱擁論を否定しているように読むのが自然と思われる。

下線部(b)では「人道」と「肇国ノ精神」を根拠にユダヤ人迫害を否定した。皇道精神主義的な見地からユダヤ人迫害を否定した「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」（安江仙弘）や「我国固有ノ精神ハ民族ノ如何ヲ問ハズ一視同仁等シク之ヲ徳化スル」と説い

<sup>48</sup> JACAR, B04013205700, 「猶太人対策要綱」『猶太人問題』第五巻。註47の文書と区別するために、以下「猶太人対策要綱」第2草案と略。■の部分は欠落。

<sup>49</sup> 「猶太人対策要綱」第1草案。以下、「猶太人対策要綱」の草案と決定稿については、史料の特定部分に記号を付して下線を引き、後の引用では、文中に下線部と記号を記して出典箇所を示した場合、出典の脚注は省略する。

<sup>50</sup> 参照、前掲「満側取扱」、前掲「外国調査係」。

た石塚英蔵の議論と共通するものだ<sup>51</sup>。下線部(a)は安江仙弘のユダヤ人抱擁論を否定する方向性を持ち、下線部(b)は安江などの皇道精神主義を支持する方向性を持っていた。私見では、このように前文のわずかな記述すら妥協の産物だった。

下線部(c)について、外資導入は当時の国策であり、下線部(c)を下線部(e)をあわせて読めば、ユダヤ人迫害は外資を導入する必要から不利な結果を招来する危険が大きいということだ。これは「猶太人ノ取扱ニ関スル件(案)」(外務省)にある、ユダヤ人を敵とすれば「資金ノ獲得ハ殆ンド不可能ノ状態ニアリ此ノ点ヨリ見ルモ此際猶太人ヲ無用ニ刺激スルハ之ヲ避クルコト肝要ナリ」という記述と共通性があつた<sup>52</sup>。

下線部(d)の対米関係悪化について、下線部(d)を下線部(e)とあわせて読めば、ユダヤ人を迫害すれば米国との関係が悪化するので不利ということだ。在ニューヨーク若杉総領事が本省に神戸音楽学校ユダヤ系教師問題の反響が排日貨運動をもたらしかねない状況を報告済みであり<sup>53</sup>、「猶太人ノ取扱ニ関スル件(案)」(外務省)では、このような事態を阻止する必要に触れていた<sup>54</sup>。また、同じ文書には日本のユダヤ人迫害が米国の中立法発動を招き日米関係悪化に結びつく可能性の指摘もあつた<sup>55</sup>。

つまり、下線部(c)、下線部(d)、下線部(e)について、ユダヤ迫害は日本の経済的、国際的孤立を招くので不利という素直な解釈は、同時代の外務省内の文書の記述と共通していた。そこで、この部分は無理にユダヤ利用論と結びつけるより、素直にユダヤ人迫害が日本を国際的に苦境に追いこむことを警戒する論とうけとってよいはずだ。

下線部(f)では日本と満州国、中国に居住するユダヤ人に対しては公正に扱うことを保証したものだ。これは安江や外務省内の議論とも共通する主張であつたが、日独文化協定と神戸音楽学校ユダヤ系教師問題が引き起こした対日不信への対処が急務だった当時の状況を踏まえれば、日本がユダヤ人差別に傾斜していくのではないかという国外の疑惑を直接否定する見解でもあつた。

下線部(g)のユダヤ人入国に関する記述を一見するとまるで統一方針があるように読めるのだが、それまで日本は日本の、満州国は満州国の、中国は中国の入国規則に従ってユダヤ避難民にそれぞれ違った対処をしていた<sup>56</sup>。この点に言及しないかぎり、地域毎に異なった対処が温存されることになり、実質において避難民への対応が統一されない可能性が高かった。また、下線部(g)では「公正」に処置するとしているが、1938年秋の時点で日本外務省は外国人入国取締規則の運用によってユダヤ避難民日本入国阻止のために不公正な

<sup>51</sup> 参照、前掲「外国経済調査係」、及び、前掲「枢密院会議筆記・一文化協力ニ関スル日本国独逸国間協定締結ノ件 昭和十三年十一月二十二日」。

<sup>52</sup> 前掲「猶太人ノ取扱ニ関スル件」。

<sup>53</sup> 参照、前掲「諸起源」、70頁。

<sup>54</sup> 前掲「猶太人ノ取扱ニ関スル件」。

<sup>55</sup> 参照、同前。

<sup>56</sup> 参照、前掲「ユダヤ避難民」92-93頁。

処置を指示しているのであり<sup>57</sup>、この点が問題になる可能性があった。

下線部(h)の記述では、「特ニ利用スル価値アル者（例之技術者ノ如シ）乃至ハ政治的運動ニ携ハラス我国ニ居住セシムルモ害ナキ者ト認メラルル者」<sup>58</sup>の入国を認めるという満州国のユダヤ避難民入国方針に「資本家」を付けくわえていた。「政治的運動ニ携ハラス我国ニ住セシムルモ害ナキ者」<sup>59</sup>の入国を認めるというのだから、下線部(h)の記述は資本家や技術者にだけでなく、避難民全般に有利に運用される余地がある（満州国は国内で就職できたユダヤ避難民の入国と居住を認めていた<sup>60</sup>）。また、技術者については、それまで日本で軍需産業が必要とするユダヤ人技術者招聘が外務省によって阻害されたという情報が存在した<sup>61</sup>。このようにしてみると、第一草案の内容は外務省のユダヤ避難民入国阻止方針に幾分緩和を促す可能性があった。

下線部(i)の記述はユダヤ難民が制限なく流入している上海の現状を容認していた。

内面的工作について述べた下線部(j)の記述は、「内面工作」で極東のユダヤ人指導者と接点を持つという関東軍「現下ニ於ケル対猶太民族施策要領」と類似があった<sup>62</sup>。

以上の検討をもとに考えると、「猶太人対策要綱」第一草案は各関係当局が担った多様なユダヤ人政策の最大公約数をまとめたものだ。ドイツ、イタリアとの関係を重視してユダヤ人抱擁論は退けたが、皇道精神主義という論拠と、ユダヤ人迫害の結果として対米関係、外資導入などで不利になることを避けることが必要という論拠から、過激な反ユダヤ主義も否定した。勢力圏内のユダヤ系住民を平等に扱うという記述は、日本がドイツの反ユダヤ主義に同調するのではないかと不安を打ちけすものだった。渡来するユダヤ人の扱いに対しては近衛内訓も、満州国の対応も、上海の現状も同時に肯定した。ただ、ユダヤ人を公正に扱い下線部(h)「資本家、技術者ノ如キ特ニ利用価値アルモノ乃至ハ居住セシムルモ害無シト認メラルル者」の入国を認めるのだから、外務省のユダヤ避難民日本入国阻止姿勢に幾分緩和を促す可能性があった。

### (3) 第二草案

第一草案は微細な修正しかなく全文を引用はしないが、おそらく外務省内での修正により第一項の下線部(f)、(g)のうち、「公正」とある部分を「適当」<sup>63</sup>となおしているために、外務省の近衛内訓の方針に近づいたかもしれない。

<sup>57</sup> 参照、前掲「ユダヤ避難民」89-92頁。

<sup>58</sup> 参照、前掲「満側取扱」。

<sup>59</sup> 前掲「猶太人対策要綱」第1草案。

<sup>60</sup> 参照、前掲「ユダヤ避難民」101-102頁。

<sup>61</sup> 参照、前掲「諸起源」68-69頁。

<sup>62</sup> 参照、前掲「満側取扱」。

<sup>63</sup> 前掲「猶太人対策要綱」第2草案。

### 3. 五相会議決定「猶太人対策要綱」

次に五相会議で最終的に決定した「猶太人対策要綱」の内容を検討する。外務省記録にはタイプ打ちされた第二草案を手書きで修正して決定稿とした文書が複数残されているので、第二草案を修正したものとする。以下全文を引用する（傍線、記号筆者）<sup>64</sup>。

独伊兩國トノ親善關係ヲ緊密ニ保持スルハ現下ニ於ケル帝国外交ノ樞軸タルヲ以テ盟邦ノ排斥スル猶太人ヲ積極的ニ帝國ニ抱擁スルハ原則トシテ避クヘキモ之ヲ獨国ト同様極端ニ排斥スルカ如キ態度ニ出ツルハ啻ニ(k)帝國ノ多年主張シ來レル人種平等ノ精神ニ合致セサルノミナラス現ニ帝國ノ直面セル非常時局ニ於テ戦争ノ遂行特ニ經濟建設上外資ヲ導入スルノ必要ト對米關係ヲ惡化スルコトヲ避クヘキ観点ヨリ不利ナル結果ヲ招來スルノ虞大ナルニ鑑ミ左ノ方針ニ基キ之ヲ取扱フモノトス

#### 方針

- 一、現在日、滿、支ニ居住スル猶太人ニ對シテハ他國人ト同様(1)公正ニ取扱ヒ之ヲ特別ニ排斥スルカ如キ処置ニ出ツルコトナシ
- 二、新ニ日、滿、支ニ渡來スル猶太人ニ對シテハ一般ニ外國人入国取締規則ノ範圍内ニ於テ(m)公正ニ処置ス
- 三、(n)猶太人ヲ積極的ニ日、滿、支ニ招致スルカ如キハ之ヲ避ク、(o)但シ資本家、技術家ノ如キ特ニ利用價值アル者ハ此ノ限りニ非ス

下線部(k)について「人種平等ノ精神」という記述を採用。「肇國ノ精神」という表現と「人道上」という表現が削除された。これは「本邦ニ於イテハ人種平等を強調」してきたという「猶太人ノ取扱ニ関スル件(案)」の記述を想起させる<sup>65</sup>。古風な皇道精神主義は後退したが、必要であれば、この文書の趣旨を皇道精神主義の立場から解釈できた。

一方、ユダヤ人入国についての規定は多くの点が改変された。第2草案の「適當」<sup>66</sup>が下線部(1)、(m)では「公正」に戻った。上海に関する規定は削除されたが、特に新しい規定がないかぎり上海では渡來ユダヤ人への対応について現状が維持されるはずであり、日本、滿州国、中国が、独自の方針でユダヤ避難民入国に対処するという方針はおそらく変化していなかった。

下線部(n)ではユダヤ人の招致を否定して抱擁論否定を明確化した。そして下線部(o)では、第一草案の下線部(h)から「居住セシムルモ害無シト認メラルル者」を削除して「資

<sup>64</sup>丸山、前掲書、97-98頁。外務省記録中には複数の五相会議決定「猶太人対策要綱」決定稿を記した文書があり、決定の経緯などについて注目すべき内容の記入があるが、いつか稿を改めて論じたい。

<sup>65</sup>前掲「猶太人ノ取扱ニ関スル件」。

<sup>66</sup>前掲「猶太人対策要綱」第2草案。

本家，技術家ノ如キ特ニ利用価値アル者」の招致を認めた。これが入国ではなく招致であるところに意味があり，前述のように外務省が軍需産業のユダヤ人技術者招聘を妨害したという情報もある状況のもと，ここでは外務省の既定方針が緩和を迫られた。さらに，下線部(o)の「資本家，技術家ノ如キ」という記述中の「如き」という表現は「利用価値アル者」の範囲を拡げて，担当者に裁量の余地を与えるものだった<sup>67</sup>。

第一草案の方向性を基本的に決定稿は受けついでが，前文において人種平等の原則を打ち出すことで，古風な皇道精神主義の色彩は薄められた。そして，第三項で招致に関する記述を新設することで抱擁論を再度否定するとともに，下線部(o)にあるように「資本家，技術家ノ如キ特ニ利用価値アル者」の入国だけでなく招致を認めたが，この条文は外務省の方針に緩和を迫るだけでなく運用の余地も大きかった。

#### 4. 解釈をめぐって

##### (1) 制定当初の解釈

丸山直起は「猶太人対策要綱」を「五相会議の決定は関係機関それぞれの思惑を集約したもの」と指摘した<sup>68</sup>。対米関係の悪化を避けて外資導入に不利になることを避けるためユダヤ人を迫害しないというのは外務省内で検討された方針だった。第1草案では人道と皇道精神主義をユダヤ人の迫害を避ける理由としたが，これは安江仙弘が主唱したことだ。しかし，「人道上将亦肇国ノ精神」という表現は外務省内で主張された人種平等に置きかわり，ユダヤ人抱擁論という安江構想の核心も否定された<sup>69</sup>。一方，同要綱は「資本家，技術家ノ如キ特ニ利用価値アル者」<sup>70</sup>の招致を否定しなかったが，これは外務省も認めるように外務省従来のユダヤ避難民入国阻止方針を緩和するものだった<sup>71</sup>。

ところが「猶太人対策要綱」には意見の集約を放棄して分裂を放置する面もあった。外務省は満州国のユダヤ避難民通過厳格化のために「猶太人対策要綱」決定の前日12月5日まで関東軍と満州国の処置に介入しようとしたが<sup>72</sup>，同要綱の文面では日本，満州国，中国へのユダヤ人入国についてそれぞれ独自の対処が制限されていなかったものであり，外

<sup>67</sup> この規定そのものが運用の余地を拡げた可能性については，すでにパメラ・サカモトが指摘した (Pamela Rotner Sakamoto, *Japanese Diplomats and Jewish Refugees: A World War II Dilemma*, Westport, 1998, p.56.)。

<sup>68</sup> 丸山，前掲書，99頁。

<sup>69</sup> 前掲「猶太人対策要綱」第1草稿。関根真保は「満鉄外国経済調査係ニ課スル研究問題」を『『猶太人対策要綱』には軍部の『ユダヤ問題専門家』として知られる安江仙弘の思想が強く影響していたのではないかと推察される史料』とみなしたが (関根，前掲書，25頁)，関根も認めるように，「猶太人対策要綱」は安江の主唱するユダヤ人抱擁論を否定したのであり，安江は「日本の政府とは異なった意見を持っていた」(同前，31頁)。私見では，「猶太人対策要綱」に対する安江の意見の影響は限定的だった。

<sup>70</sup> 丸山，前掲書，98頁。

<sup>71</sup> JACAR, B04013205700, 昭和13年12月2日付吉澤清次郎外務省亜米利加局長より大連汽船，日清汽船，日本郵船他各会社社長宛公信米三機密合第5582号「北支行猶太避難民ニ関スル件」欄外記入 (『猶太人問題』第五巻)。

務省も「猶太人対策要綱」が「本邦ニ関スル限り」近衛内訓を踏襲すると認めるしかなかった<sup>73</sup>。ユダヤ人政策に関して、当時のもっとも切迫した案件のひとつである避難民対策で、分裂が放置されているようにも思われた。制定当時の文脈からみれば、「猶太人対策要綱」は積極的な変化を指示するものというよりも従来の諸政策間に一定の一致を見いだして、ある部分を否定して、一致できない相違点については現状を温存したものだ。

そして、すぐに「猶太人対策要綱」の性格について関係者によってさまざまな解釈が行われて、要綱をそれぞれの方針に利用するということが行われた。すでに1938年12月7日に外務省は在外公館に「右ハ本邦ニ関スル限り往信米三機密合第一四四七号ノ趣旨ト同一ナルニ依リ」と知らせて<sup>74</sup>、この要綱はユダヤ避難民入国に関する自省の方針を基本的に正当化する決定なのだと解釈した。

一方、満州国のユダヤ避難民対処方針は複雑な経緯を辿った。1938年12月9日には満州国がユダヤ避難民入国基準の厳格化を伝えて、満州国在外公館の査証がない外国人の入国は原則として許可しない方針をとり査証発給基準も厳格化したと日本側に伝えた<sup>75</sup>。しかし、この12月にはユダヤ避難民7名の満州国移住も許可されていた<sup>76</sup>。「猶太人対策要綱」と満州国のユダヤ避難民対策の関係を検討するためには、多くの証言やしばしば内容に矛盾があるように思われる記録類を精査検討する必要があると容易でない。ただ、第二次世界大戦開始から一年を経た1940年9月に至っても、満州里のソ連満州国間国境を一ヶ月で751人のユダヤ避難民が通過していったのは事実だった<sup>77</sup>。

## (2) 解釈の拡大

さらに太平洋戦争開戦まで、「猶太人対策要綱」の解釈は多様に拡大された。このとき特に意味を持ったのは「資本家、技術家ノ如キ特ニ利用価値アル者」はユダヤ人を積極的に招致しない方針の適用外にするという記述だった<sup>78</sup>。日本の関係当局は「利用価値アル

<sup>72</sup> JACAR, B04013205700, 昭和13年12月5日付有田外務大臣より在満州国植田大使宛電報第1162号(『猶太人問題』第5巻)。

<sup>73</sup> JACAR, B04013205700, 昭和13年12月7日付有田外務大臣より在独国大島浩大使、在米国齊藤大使、在満州国植田大使他宛公信合3544号「猶太避難民ニ関スル件」(『猶太人問題』第五巻)。この公信は、以下「猶太避難民ニ関スル件」と略。上海では外国人入国に関して旅券検査は行われていなかった(JACAR, B04013205800, 「上海、青島、天津ニ於ケル渡来外国人ノ上陸取締実施振ニ就テ」『猶太人問題』第五巻)。

<sup>74</sup> 前掲「猶太避難民ニ関スル件」。

<sup>75</sup> JACAR, B04013205800, 昭和13年12月14日在満州国植田大使より有田外務大臣宛公信公機1514号「独伊追放ノ猶太人ニ関スル件」(『猶太人問題』第5巻)。

<sup>76</sup> JACAR, B04013205800, 康德5年12月20日付在哈爾濱下村信貞外務局特派員より蔡運升外務局長宛公信秘1126号「入満ユダヤ系独逸人ノ当市ニ於ケル就職ニ関スル件」(『猶太人問題』第五巻)。

<sup>77</sup> JACAR, B04013209100, 昭和15年11月9日付在満州里豊原幸夫領事より在満州国梅津大使宛公信機密第517号「十月中ニ於ケル独逸籍猶太避難民ノ通過状況ニ関スル件」(『猶太人問題』第十巻)。

<sup>78</sup> 丸山, 前掲書, 98頁。

者」を広く解釈して、資本家や狭い意味での技術者でなくても、日本に貢献する有能なユダヤ人は招聘してよいという意味に受けとった。1938年12月23日に、満州国へのユダヤ系医師入国許可問題に関して在満州里松田領事代理は「医師トシテ相当ノ技術ヲ有シ利用価値アルモノト思料セラレタルヲ以テ最後の入国居住許可ニ関シテハ中央ニ申請スルコトナシ一先ス入境ヲ許可シ赴哈セシメタ」<sup>79</sup>。翌1939年9月19日の第四回日独文化連絡協議会準備打合せでは、ドイツ側のユダヤ人教師排除要求に対して、日本側の委員は語学講師についてドイツ側に推薦させるとしても、大学や音楽学校など「特殊ノ技能学識ヲ要スル講師」は日本側の必要で任免する方針を立てた<sup>80</sup>。

より大胆な解釈も行われた。「猶太人対策要綱」では「資本家、技術家ノ如キ特ニ利用価値アル者」の部分だけに「利用」という言葉は使われている<sup>81</sup>。これはユダヤ人招聘に関する規定のはずだが、1940年に犬塚惟重は利用という表現をユダヤ人の招致と切りはなして、「猶太人対策要綱」は「其ノ資本及技術ヲ利用スヘキコト猶太民族ナルヲ理由トシテ排撃セス」という方針を示したのだと主張した<sup>82</sup>。1940年9月の日独伊三国同盟締結以降に成立した外務省記録中の「対猶基本方針提案理由」では「猶太人対策要綱」を非常に自由に解釈して「主トシテ極東ニ避難スル猶太人ヲ専ラ米国資本導入ノ一方便ニ利用セントスル」点に重点を置いた文書とみなした<sup>83</sup>。「猶太人対策要綱」は状況の推移やユダヤ人政策の展開とともに外資導入・ユダヤ避難民保護取引構想を示したものとも読まれるようになった。

しかし、外務省の当初の見解通りに「猶太人対策要綱」を近衛内訓のユダヤ避難民入国阻止方針と同趣旨と考える場合、要綱の「猶太人ヲ積極的ニ日、満、支ニ招致スルカ如キハ之ヲ避ク」<sup>84</sup>という規定と、新しくユダヤ避難民を招致して、これを代価にユダヤ系資本家から投資を受ける構想との間に整合性が欠如するとも主張できるはずだ。実際に1939年12月には、関係当局間の検討で、「猶太人対策要綱」はユダヤ人の招致を否定するのだから、ユダヤ人居住区を設定して外資導入をはかるのは要綱に違反するのだという意見も示された<sup>85</sup>。「猶太人対策要綱」が効力を持っていた当時、要綱は解釈する者の立

<sup>79</sup> JACAR, B04013205800, 昭和13年12月23日付在満州里松田正綱領事代理より有田外務大臣宛公信機密第251号「独逸国ヨリノ避難猶太人來往ニ関スル件」(『猶太人問題』第五卷)。

<sup>80</sup> JACAR, B04012426600, 「第四回日独文化連絡協議会準備打合せ議決要綱」(外務省記録『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係雑件 日独文化連絡協議会関係』第1巻)。参照、山本尚志「ナチス・ドイツ外交の文化政策と日本音楽界—ユダヤ系音楽家問題をめぐって」(『上智史学』第40号, 上智大学史学会, 1995年), 100-101頁。

<sup>81</sup> 丸山, 前掲書, 98頁。

<sup>82</sup> JACAR, B04013208300, 昭和15年4月18日付在上海三浦義秋総領事より有田外務大臣宛公信機密第1052号「猶太避難民処理等ニ関スル意見送付ノ件」(『猶太人問題』第九卷)。

<sup>83</sup> JACAR, B04013205700, 「対猶基本方針提案理由」(『猶太人問題』第五卷)。

<sup>84</sup> 丸山, 前掲書, 98頁。

<sup>85</sup> JACAR, B04013207800, 昭和14年12月26日「猶太避難民収容問題ニ関スル件」(『猶太人問題』第八卷)。

場によって、外資導入・ユダヤ避難民保護取引構想を公認するものにも否定するものにも解釈されたのだった<sup>86</sup>。

### 終わりに

「猶太人対策要綱」では、当時のユダヤ人政策の諸潮流の特定の部分は共通の方針として採用されたが、ある部分は否定されて、別の部分では意見の分裂が放置された。そしてすぐさま関係者によって様々な解釈が行われて自説の根拠に利用された。外務省の方針だった近衛内訓と違って、五相会議決定「猶太人対策要綱」は本来日本の政府、軍部を拘束する統一方針の筈だったが、その解釈は時期と解釈する者の立場によって異なり、恣意的な理解も行われて国策を完全に統合するものではなかった。従って、「猶太人対策要綱」の評価は多様な解釈や理解の併存を前提に運用の実情を検討を踏まえながら行われるべきだと考える。

---

<sup>86</sup> 松浦寛は「猶太人対策要綱」の検討から、日本政府と軍部の方針を「実に明解なユダヤ人利用論」とみなしたが、「猶太人対策要綱」は制定直後から関係者によって多様に解釈されたのであり、特に「明解」という表現に議論の余地がある（松浦寛『ユダヤ陰謀論の正体』、ちくま新書、1999年、18頁）。ユダヤ人利用論という表現はあまりにも多くのものを意味できるので、あいまいになりすぎてしまうという問題提議について、参照、山本、前掲「視点」、128頁。